

ハラスメントに係る相談対応について

～相談窓口の役割及び対応について～

(一社)三田労働基準協会

企業の相談窓口でハラスメント等の相談を受けた場合には、速やかに調査を行った上で、事実認定・判断(評価)を行い、その内容に応じて懲戒処分や再発防止対策等を講じることが求められています。また、ハラスメント関連の法律の他、相談内容によっては公益通報者保護法に基づき適切に対応を行うことも必要となりますし、ハラスメントへの社会的な関心が高まっているため、相談対応に問題があれば、企業のイメージダウンにもつながりかねません。

そこで、使用者側で労働法務を取り扱っている弁護士が、最新の裁判例などをもとにハラスメントに係る相談対応について説明いたします。

- 1 日時 2025年1月28日(火) 14:00～16:00 (開場・受付は13:30～)
- 2 会場 一般社団法人三田労働基準協会 1階研修センター
港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル(裏面案内図参照)
- 3 講師 弁護士 中山達夫氏(中山・男澤法律事務所)
- 4 内容 ハラスメントとは
公益通報者保護法とは
ハラスメント相談対応の実務と留意点
- 5 受講料(資料代・税込) 協会会員5,500円 それ以外の方7,700円
- 6 定員 34名
- 7 申込方法等

(1) 次のメールアドレスに、roumu@mita-roukikyo.or.jp

- ①講習会名
- ②開催年月日
- ③貴事業場の名称及び所在地
- ④協会会員又は非会員の表記
- ⑤連絡先担当者氏名及びメールアドレス
- ⑥電話番号
- ⑦受講者の氏名、フリガナ を記載例のように記入してください。

記載例 ①ハラスメントに係る相談対応について

②2025年1月28日

③(株)〇〇 港区芝〇-〇-〇

}

1月21日(火)までにメールを送信してください。受講番号、受講者氏名等を記載したメールに適格請求書を添付のうえ返信いたします。受講料は、1月21日(火)までに下記口座にお振込みください(振込手数料はご負担願います)。

- 銀行名：三菱UFJ銀行 田町支店
 - 口座番号：普通預金 0397963
 - 口座名義：一般社団法人三田労働基準協会
 - 名義人住所：港区芝4-4-5
- ◆振込人名の前に講習会月日をお付けください
- ◆法人の種類(カブシキガイシャ等)は、記入せずに会社名を記入してください
(例128ミタロウドウ・・・等 イツパンシヤダンハウジンは不要です)

(2) 1月21日(火)までの受講取消は受講料全額を返還いたします。(振込手数料はご負担ください)。それ以降の取消は返還できませんので予めご承知おきください。

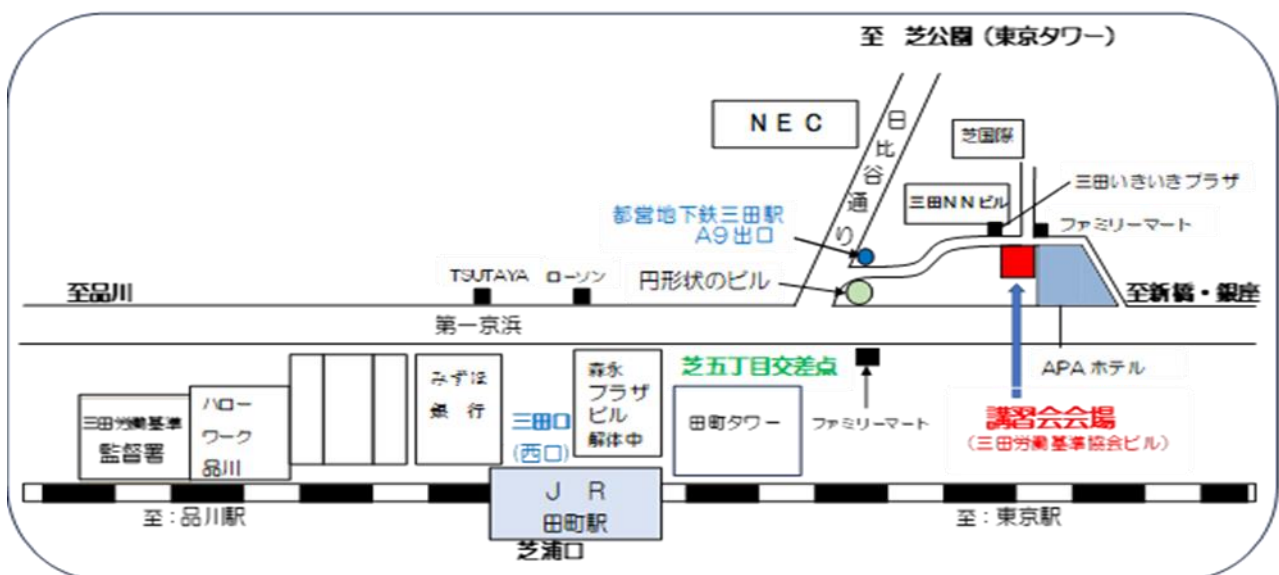
受講者は、返信メールの写しをご持参のうえ受付にご提示ください。

8 問い合わせ先 一般社団法人三田労働基準協会 港区芝4-4-5
電話：03-3451-0901 FAX：03-3451-7692
URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>

*個人情報は本講習以外の目的に利用することはありません。

*この講習は三田、品川、大田、渋谷、新宿、池袋の各労働基準協会の共催により開催し、幹事協会は三田労働基準協会です。

会場案内図



一般社団法人 三田労働基準協会ビル 1階研修センター
港区芝4-4-5 TEL 03-3451-0901

最寄駅 地下鉄三田駅 A9出口 徒歩1分
JR 田町駅 三田(西)口 徒歩8分